

### 東金税務署からのお知らせ「納税は振替納税で！」 ～個人事業者の消費税および地方消費税の中間申告と納期限～

平成25年分の確定消費税額に応じて、別表により算出した中間納付税額を記載した「消費税及び地方消費税の中間申告書」および「納付書」を所轄税務署から送付しますので、必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、納付書により消費税および地方消費税を納付してください。

#### 別表

平成25年分の確定消費税額(注)	中間申告・納付の回数	中間納付税額	申告・納付期限	振替日(振替納税利用の場合)
48万円超 400万円以下	年1回	平成25年分の確定消費税額の12分の6の消費税額とその25%の地方消費税額	9月1日(月)	9月29日(月)

(注)「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額(申告書⑨欄の差引税額)をいいます

#### ▶納税には、便利で安全な振替納税(口座振替)をお勧め

振替日に指定いただいた預貯金口座からの引き落としにより自動的に納付ができます。金融機関や税務署の窓口まで現金を持ち歩く必要がなく安全です。一度手続きをすれば、継続して利用できます(転居等により所轄の税務署が変わった場合は新たに手続きが必要です)。

#### ▶中間申告を行わなかった場合には

中間申告書の提出が必要な事業者が中間申告書を提出期限までに提出しなかった場合でも、中間納付税額による中間申告書の提出があったものとみなされますので、納期限までに納付していただく必要があります。

申告書の提出があったものとみなされますので、納期限までに納付していただく必要があります。

#### ▶納付が遅れると

納期限までに納付されない場合または残高不足等により振替納税ができなかった場合には、納期限の翌日から完納の日までの延滞税を併せて納付する必要がありますので、ご注意ください。

※口座振替の手続き、延滞税の計算方法については、国税庁ホームページ([URL](https://www.nta.go.jp/)https://www.nta.go.jp/)をご覧ください。  
問東金税務署 ☎(52) 3121

#### 自己負担限度額(月額)

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
区分Ⅰ	8,000円	15,000円
区分Ⅱ		24,600円

#### 入院時食事代の標準負担額(1食あたり)

区分	入院期間	標準負担額
区分Ⅰ	90日までの入院	100円
区分Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12ヶ月で90日を超える入院	160円

区分Ⅰ(低所得者Ⅰ):世帯全員が住民税非課税で、その世帯全員の個々の所得(年金収入は控除額80万円で計算)が0円となる方

区分Ⅱ(低所得者Ⅱ):世帯全員が住民税非課税の方(区分Ⅰ以外の方)

▼持ち物 保険証、印かん  
※長期該当者は入院期間を証明するもの(領収書等)  
申・問市民課国保年金班  
☎(70)0334  
問千葉県後期高齢者医療広域連合資格保険料課  
☎043(308)6768

後期高齢者医療制度では、被保険者の世帯全員が住民税

非課税の場合、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けること

### 後期高齢者医療制度「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付

この「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、入院時の自己負担額や食事代が医療機関で減額されます。また、すでに「区分Ⅱ」で交付を受けている方で入院期間が90日を超える場合は、長期該当となり、再度、申請すると食事代をさらに減額することが出来ます。

申請は、随時受け付けています。

8月1日(金)、2日(土)に保健文化センターで、集団健診を実施します。まだ受診していない方は受診しましょう。また、大網病院でも個別健診を受診できます。こちらもぜひご利用ください。

#### ◆個別健診

#### ▼対象

4月1日時点で国民健康保険に加入している40歳以上の方

①大網病院に予約の電話をする。※祝日を除く(月)～(金)8時30分～17時  
②受診当日、受診票、保険証、一部負担金を持参し、健診を受ける。  
③受診終了後、病院へ一部負担金を支払う。  
※個別健診と肺がん・結核検診、大腸がん検診、前立腺がん検診を併せて受診することができます



問国保大網病院地域連携室  
☎(70)1082  
問市民課国保年金班  
☎(70)0334

### 国民健康保険特定健康診査・後期高齢者医療健康診査をまだ受けていない方へ 大網病院で健診を受診できます

### 65歳からの貯筋(ちよきん)アップ講座の参加者募集



いつまでも元気に生活できるように、体の貯筋(ちよきん)(体力向上・筋肉維持)をしませんか。

自宅で簡単にできる運動を紹介し、健康を保つためにも、実際に体を動かして、気持ちのいい汗をかきましょう。

▼日時 9月8日(月)9時30分～11時30分  
▼会場 保健文化センター3

階ホール  
▼対象 市内に住所を有する65歳以上の方  
▼募集人数 50人  
▼講師 スポーツクラブ  
▼参加費 無料  
▼持ち物 水分補給のための飲み物、汗拭きタオル  
▼その他 運動ができる服装と靴で参加  
▼申込方法 高齢者支援課の窓口または電話で申し込み  
※11月にも開催を予定  
問・問高齢者支援課高齢者支援班  
☎(70)0332

### ねんきんナビ

#### 年金額を増額できます～付加年金～

付加年金とは、一般保険料に400円をプラスして納めると、老齢基礎年金の受給額を増額できる制度です。

#### ◇付加保険料(400円)を納めた場合の年金上乗せ額

⇒200円×付加保険料納付月数

例)付加保険料を10年間納めた場合

【納付額】400円×10年(120月)=48,000円

【上乗せ額】年間:200円×10年(120月)=24,000円

2年間で納付した保険料と同額になるので大変お得です



一般保険料と同様に付加保険料も前納すると割引があります。

	月払い	前納(現金)	前納(口座振替)
6カ月分	2,400円	2,380円	2,370円
1年分	4,800円	4,710円	4,700円

▶加入できる方=第1号被保険者(学生、自営業の方等)

※国民年金基金に加入している方や保険料の免除を受けている方は、付加年金に加入することはできません

▶申請方法=届出用紙に必要事項を記入の上、市役所または年金事務所に提出してください。

問・問千葉年金事務所 ☎043(242)6320

市民課国保年金班 ☎(70)0334

### 高齢者の相談窓口

### 地域包括支援センターだより

#### ～ご存じですか?運転経歴証明書制度～

理由があつて運転免許証を自主的に取り消された方の申請により、交付される証明書の制度です。

この証明書は、運転免許証と同じカードサイズで、住所、氏名、生年月日、申請取消を受けた日前5年間の運転経歴が記載されます。申請は運転免許センターや住所地を管轄する警察署(本市の場合は東金警察署)で行いますが、必要書類や手数料が必要となりますので、手続き前にセンター等にご確認ください。

年を重ね、運転に不安を感じる事が多くなったという方は、思い切って運転免許証の返納を考えてみてはいかがでしょうか。

#### ◇運転経歴証明書の提示で受けられるサービス

・タクシー乗車運賃が1割引  
・バス乗車運賃が半額(現金のみ)  
※小湊鐵道の場合はノーカー優待証の交付が必要で、申請先は白子車庫

(☎0475(33)2018)または塩田営業所(☎043(261)5131)となります

・宿泊施設やレジャー施設の割引サービス  
※協賛企業や団体については千葉県警察のホームページをご確認ください

#### ◇8月の出張相談

▶日時=1日(金)13時30分～15時  
▶会場=老人福祉センター「コスモス荘」  
※訪問することもできますのでお気軽にご相談ください

◎高齢者の相談窓口として各種相談を受け付けています

問地域包括支援センター  
☎(70)0439 FAX(70)1093  
在宅介護支援センターおおみ緑の里  
☎(73)5146  
在宅介護支援センター杜の街  
☎(70)1666